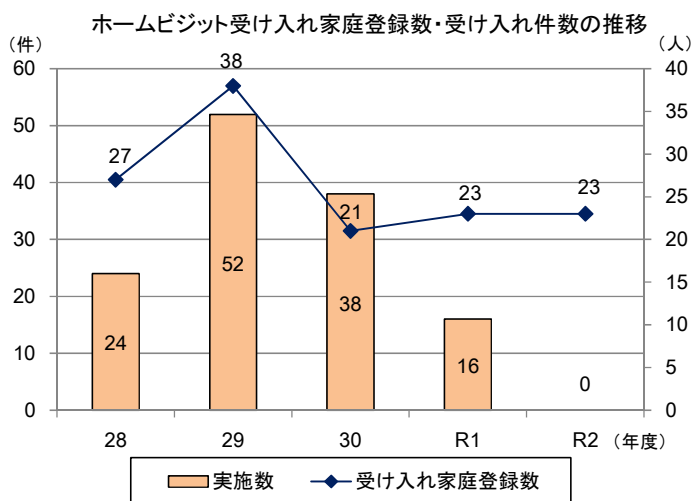


2. 多様性を尊重し合えるまち

1. 多文化共生の推進

1. ホームビジットの件数

区内に在住・在勤・在学する外国人に日本人家庭を訪問する機会を提供するとともに、交歓を通して区民の異文化に関する広い視野を育み、併せて相互理解の推進を図るため実施している。訪問を希望する留学生の依頼により個別に日本家庭に派遣していたが、平成25年度から日にちを決めて留学生、ホストファミリーを引き合わせる一斉ホームビジットを実施するようになり、参加者が増加した。28年度より、おもてなし語学ボランティア育成講座参加者からホストファミリーに登録する人が多く、それに伴い留学生の受け入れ可能人数が増加した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症により、開催中止。



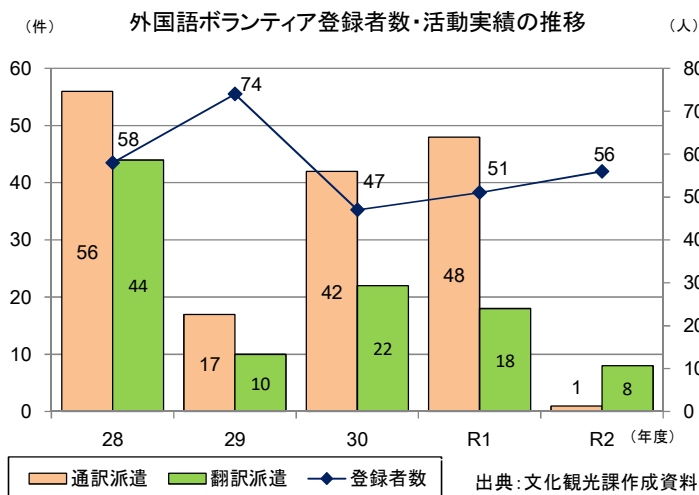
【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

出典:文化観光課作成資料

指標名	平成26年度 (現状)	令和2年度 (前期目標)	令和7年度 (後期目標)
ホームビジットの件数	25件	30件	40件

2. 外国語ボランティアの活動

地域の国際交流を推進するため、外国語が堪能な区民などに「外国語ボランティア」として登録いただいている。主に庁内各課からの依頼に応じて、それぞれの語学力を活かした活動を行っている。近年は外国人住民の増加と多言語化への対応のため、登録・派遣件数が増加傾向にある。29年度は委託業者に依頼するもの（生命に関する内容、多量の文書等）が多かった影響もあり、外国語ボランティアの方への依頼件数が減少した。また、30年度の登録者数については、次期登録更新の意向確認を行った結果減少した。

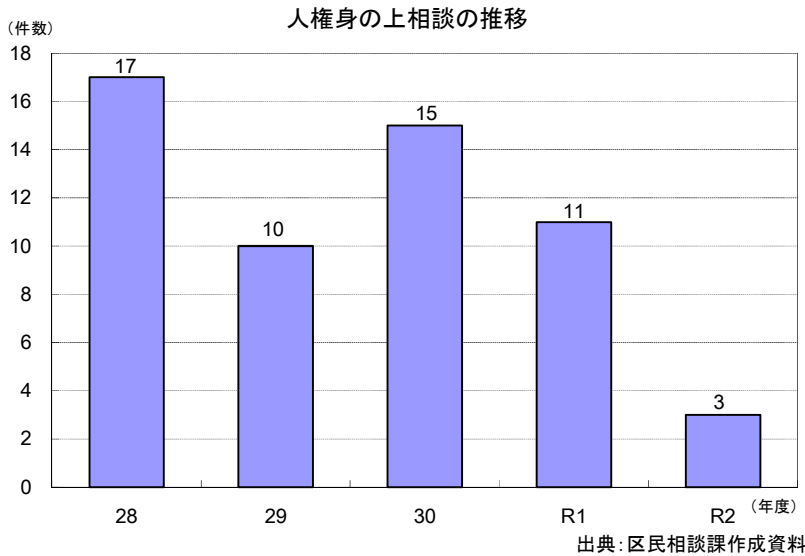


出典:文化観光課作成資料

2. 平和と人権の尊重

1. 人権身の上相談

人権侵害等の相談という特殊性により、相談件数自体は少ないが、一定数の需要はある。ここ数年では平成28年度が最も多く、相談件数は10~20件の範囲で推移している。令和2年度が極端に少ないのは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、対面による相談を休止したためである。なお、電話相談は新型コロナウイルス感染症の流行前から実施しており、コロナ禍においても継続実施している。令和2年度は年間で3件あった。



【人権身の上相談とは】

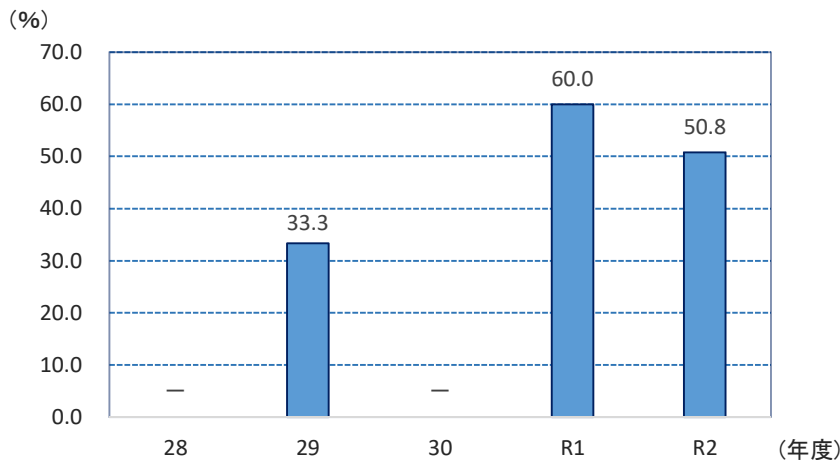
法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、無料でいじめや差別などの人権侵害に関する相談を受けている。相談日は、毎月第2・第4木曜日の午後1時から4時まで。相談場所は、区役所本庁舎4階「面接・相談室」。
※新型コロナウイルス感染症の影響により対面相談は休止。なお、人権擁護委員専用電話による電話相談は新型コロナウイルス感染症の流行前から実施している。

2. 平和と人権について

豊島区非核都市宣言 35 周年を迎え、平和と人権を尊重する意識が区民にどの程度浸透しているかを指標として調査したものである。令和2年度は人権週間パネル展を実施し、「平和と人権の尊重が社会に浸透している」と肯定的な回答をしている区民の割合は約5割であることが読み取れる。

※平成29年度から令和元年度にかけてアンケート調査の設問内容を変更したため、本割合が大きく上昇している。

平和と人権の尊重が社会に浸透していると考える区民の割合



【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

出典：人権・平和企画展等アンケート

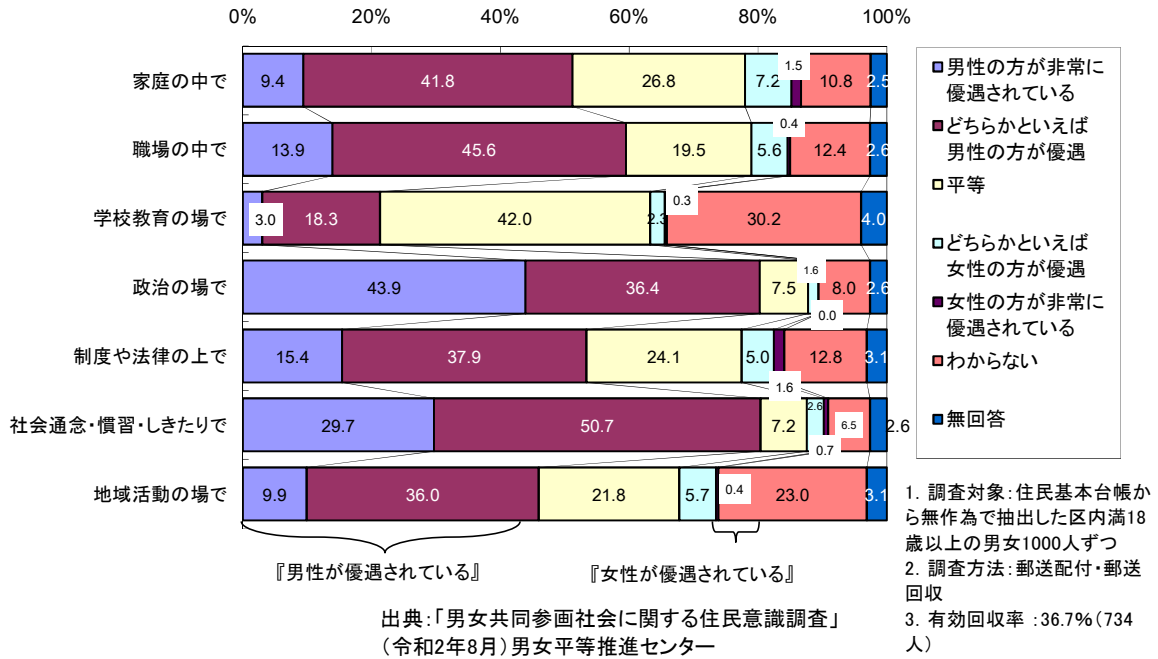
指標名	平成26年度 (現状)	令和2年度 (前期目標)	令和7年度 (後期目標)
「平和と人権が社会に浸透している」について、肯定的な回答をする区民の割合	29.2% (平成27年度)	33.0%	38.0%

3. 男女共同参画社会の実現

1. 男女平等の実現度

男女平等だと感じている割合は「学校教育の場で」が42%と最も高くなっている。その他の項目においては『男性の方が優遇されている』と感じている人が依然として多くなっている。特に「社会通念・慣習・しきたり」で8割以上、続いて「職場の中で」の順で約6割を『男性が優遇されている』が占めている。

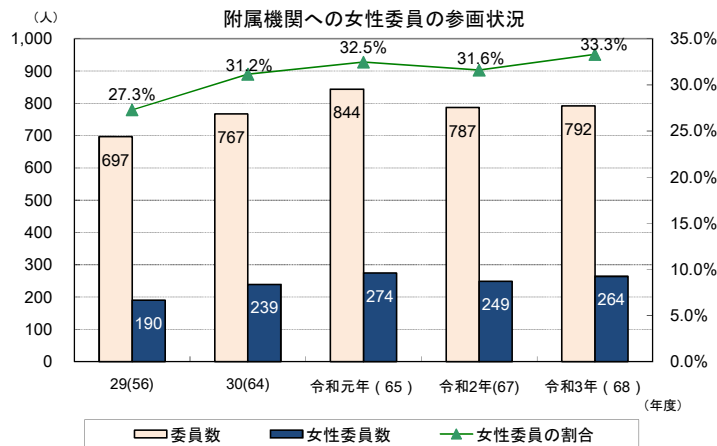
男女平等の実現度



【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 (現状)	令和2年度 (前期目標)	令和7年度 (後期目標)
「今の世の中は男女平等になっている・どちらかといえば男女平等になっている」と思う区民の割合	33.8% (平成27年度)	42.0%	50.0%

2. 附属機関への女性委員の参画状況



出典:企画課作成資料
※年度横()内の数値は、附属機関の設置数

【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 (現状)	令和2年度 (前期目標)	令和7年度 (後期目標)
区の附属機関・審議会の女性の参画率	25.2%	35.0%	50.0%

3. WLB（ワーク・ライフ・バランス）について

男性、女性ともに「仕事」「家庭」「地域・個人の生活」を両立することを理想とする傾向が強いが、現実では「仕事を優先」する傾向が強い。「仕事」「家庭」「地域・個人の生活」を両立することを理想とする傾向は女性が男性より高く、現実では「仕事を優先」する傾向は男性が女性よりも高い。

	理想 (n=454)		現実 (n=454)	
	女性 (n=256)	男性 (n=196)	女性 (n=256)	男性 (n=196)
「仕事」を優先	5.7%		45.6%	
	2.0%	10.7%	40.6%	52.0%
「家庭」を優先	10.1%		9.5%	
	7.8%	13.3%	12.9%	5.1%
「地域・個人の生活」を優先	2.6%		1.8%	
	2.7%	2.6%	0.8%	3.1%
「仕事」と「家庭」を両立	30.4%		22.7%	
	33.2%	27.0%	23.8%	21.4%
「仕事」と「地域・個人の生活」を両立	5.7%		7.5%	
	5.5%	6.1%	8.2%	6.6%
「家庭」と「地域・個人の生活」を両立	2.2%		0.9%	
	2.0%	2.0%	0.8%	1.0%
「仕事」「家庭」「地域・個人の生活」を両立	41.0%		9.7%	
	44.9%	35.7%	10.5%	8.2%
その他	1.3%		1.3%	
	0.8%	2.0%	0.8%	2.0%
無回答	0.9%		1.1%	
	1.2%	0.5%	1.6%	0.5%

出典:「男女共同参画社会に関する住民意識調査」(令和2年8月)より
※図表中のnは回答者総数

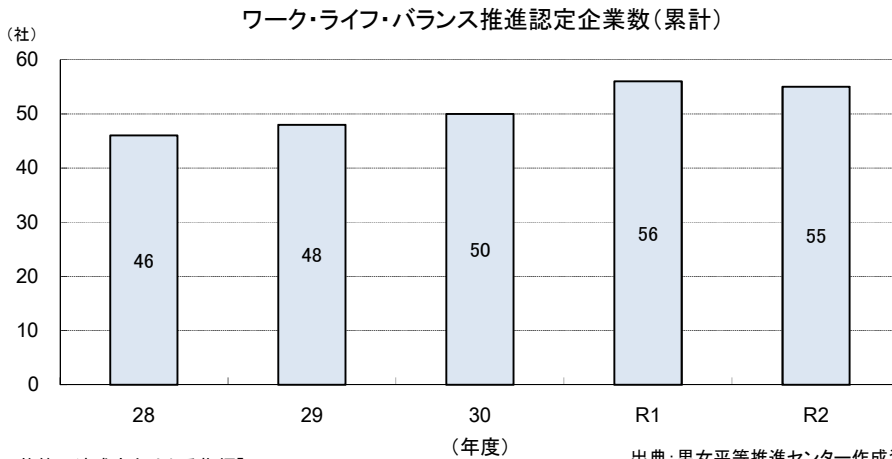
【WLB（ワーク・ライフ・バランス）とは】
ワーク・ライフ・バランスとは「仕事」と子育てや介護、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和がとれ、その両方が充実している状態のことをいう。一人ひとりがやりがいを持ちながら、仕事上の責任を果たすものであり、決して働くことを否定するものではなく、働く方が意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるよう、多様な選択が可能な社会を作ることをめざす。

【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 (現状)	令和2年度 (前期目標)	令和7年度 (後期目標)
「仕事・家庭・地域・個人の生活」の両立ができている人の割合	4.0% (平成27年度)	15.0%	30.0%

4. ワーク・ライフ・バランス推進認定企業

「豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」は、平成 21 年度に開始した事業である。仕事と育児が両立できる職場環境づくり、また男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を豊島区が認定し、社会的に評価される仕組みをつくることにより、働き方の見直しに向けた企業の自主的な取組の促進を図り、男女が共に家庭生活と社会生活を両立できるまちを実現することを目的とする。認定企業数は増加傾向にあるが、今後さらなる認定制度の周知をはかるとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行い、将来的には認定企業数 100 社を目標とする。

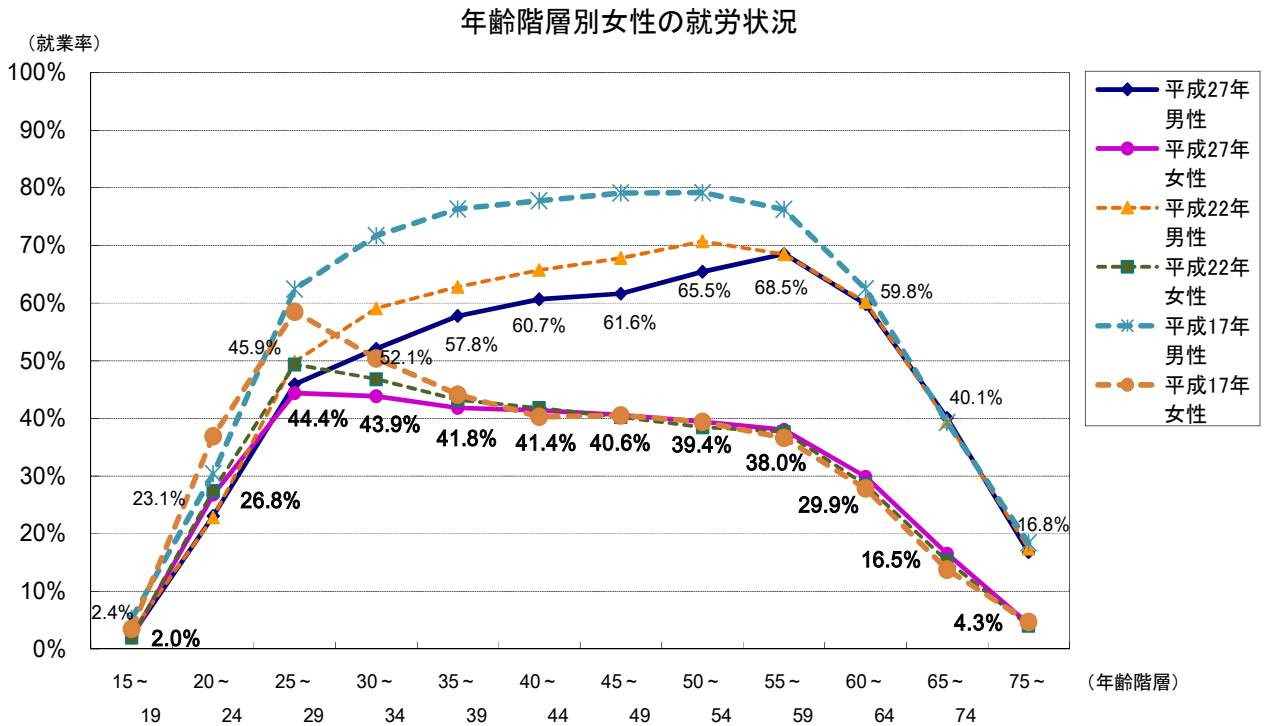


【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

出典:男女平等推進センター作成資料

指標名	平成26年度 (現状)	令和2年度 (前期目標)	令和7年度 (後期目標)
ワーク・ライフ・バランス推進認定企業数(累計)	29社	65社	100社

5. 年齢階層別女性の就労状況



出典:平成27年国勢調査結果より計算

※①就業率:区内の15歳以上人口に占める「主に仕事」に従事する人の割合を就業率として計算

※②数値はいずれも平成27年国勢調査結果による

※③太字は女性の就業率

6. 男女平等推進センター（エポック10）相談室の相談状況

一般相談件数は、平成29年度のエポック10改修移転後、一貫して増加している。相談内容は「生き方(こころ)」についてが最も多い。内、DVの件数は169件である。

専門相談における法律相談は28年度をピークに減少傾向。DV相談は令和元年度は少なかったものの、令和2年度は2倍になった。DV被害者という自覚がない場合や中長期的な対応が必要な場合は、一般相談から専門家による相談につなげる等、連携強化による相談支援の充実を図る。

(1) 一般相談 ※来所相談は事前に連絡

月曜日～土曜日 午前9時～12時・午後1時～5時(毎月最終月曜日・年末年始・祝日を除く)

年度	28	29	30	R1	R2
件数	1,144	923	1,410	1,885	2,307

相談状況 内 容	(令和2年度)				合 計
	1 傾 聴	2 情 報 提 供 ・ 助 言	3 関 連 機 関 を 紹 介	4 他 機 関 へ の 対 応 依 頼	
1 生き方(こころ)	1,193	327	7	2	1,529
2 夫婦・親子・男女	462	182	13	13	670
3 人間関係(仕事・暮らし)	286	73	2	1	362
4 からだ・性	11	6	0	0	17
5 その他	463	140	7	12	622
合 計	2,415	728	29	28	3,200
(うちDV)	169	136	14	17	336
(うち子への虐待)	53	43	6	11	113
(うちセクハラ)	3	0	0	0	3

※1件の相談に複数の対応をした場合、それぞれの対応欄に計上しているため相談件数と相談状況の合計件数は一致しない。

出典:事業概要(男女平等推進センター作成)

(2) 専門相談 ※予約制(相談希望月の前月初日から希望日前日午後5時まで受付)

ただし、DV相談については、当日午後7時30分まで予約可)

法律相談: 女性弁護士 2名

第1金曜日(午後1時30分～4時30分)

第3金曜日(午後6時～9時)

こころ相談: 女性臨床心理士 2名

第2水曜日(午後1時30分～4時30分)

第4火曜日(午後6時～9時)

DV相談: 女性カウンセラー 1名

第1水曜日(午後6時～9時)

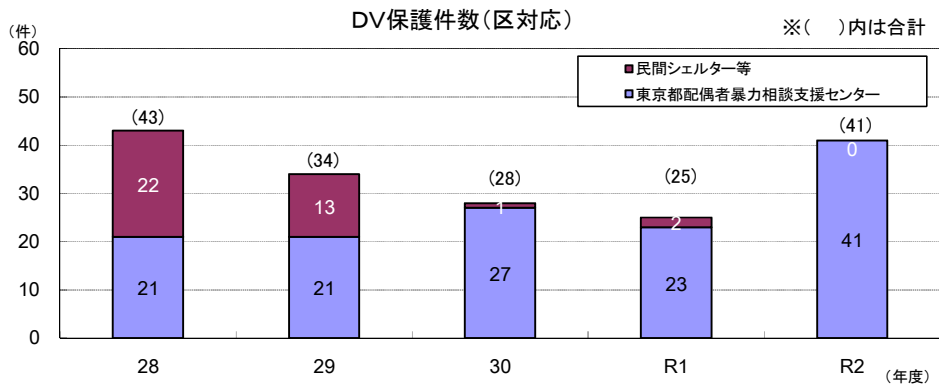
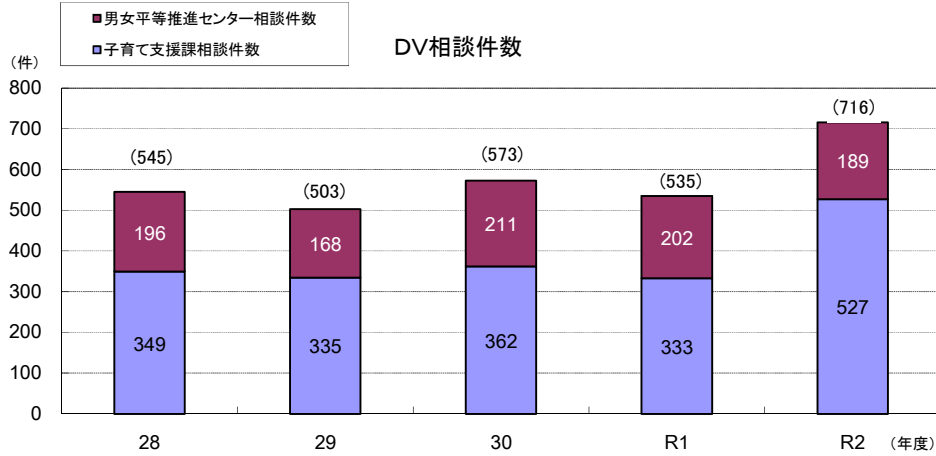
相談状況		28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
専門 相 談	法律	53	43	44	33	30
	こころ	38	48	37	23	22
	D V	21	23	22	10	20
合計		112	114	103	66	72

出典:事業概要(男女平等推進センター作成)

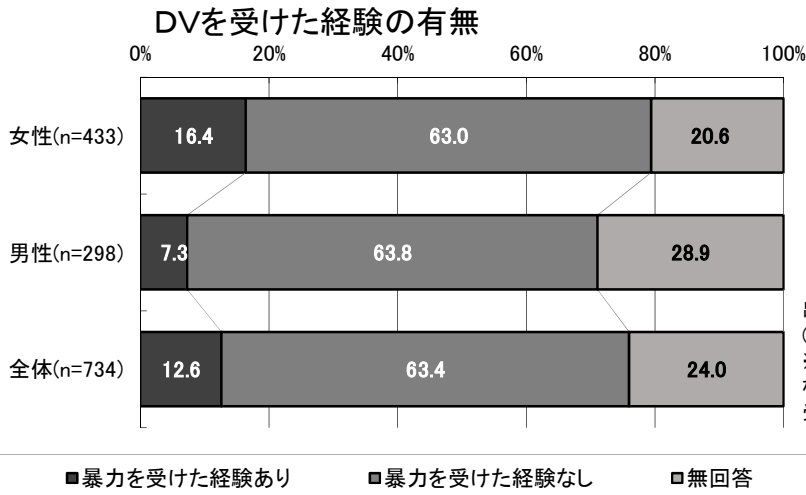
7. DV（ドメスティックバイオレンス）に関する相談・保護等の状況

DV被害に関する事件の増加に伴い、DVへの社会的な認知度や関心が高まり、法律の改正を含めて国や東京都の取り組みが強化されている。男女平等推進センターのDV防止への日常の啓発活動や子育て支援課の積極的な相談対応に加え、関係機関との連携強化が図られている。平成25年12月には配偶者暴力相談支援センターを立ち上げ、DV被害者への支援をより充実する体制を整えた。DV件数は、平成28年度以降は常に500件を超えている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等のストレスが起因し、DV相談件数が過去最高となった。



※保護件数は、区内在住者に限らず集計(同伴児童含む)
出典:男女平等推進センター・子育て支援課作成資料



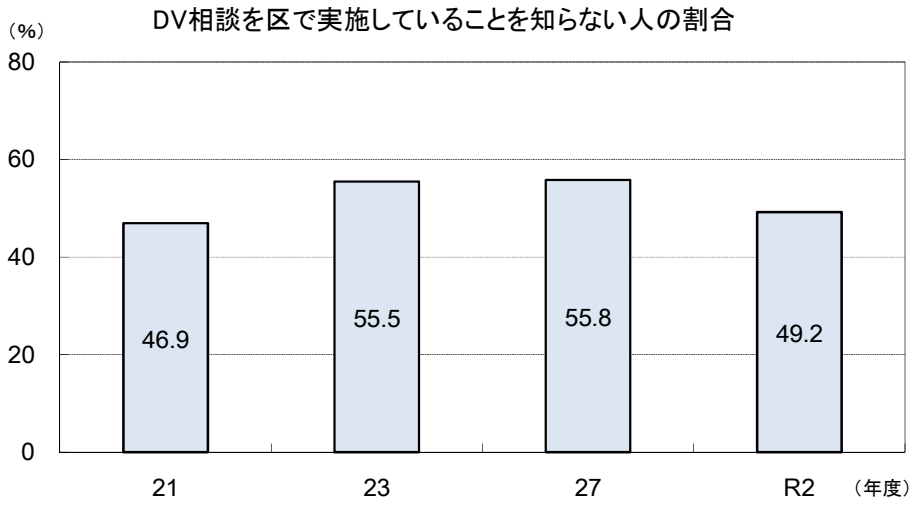
出典:「男女共同参画社会に関する住民意識調査」(令和2年8月)より
※図表中のnは回答者総数。
なお、「暴力を受けた経験あり」は、合計から「暴力を受けた経験なし」と「無回答」を差し引いた数値

【DV(ドメスティック・バイオレンス)とは】

配偶者や恋人など親密な関係にある人からの「暴力」を言う。殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、無視する・怒鳴る・脅す・交友関係の監視・制限などの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要する性的暴力などがある。

8. DV相談を区で実施していることを知らない人の割合

「DV相談を区で実施していることを知らない人の割合」は、過去調査では、ほぼ同傾向であったが、2年度調査においては、6.6ポイント減少した。



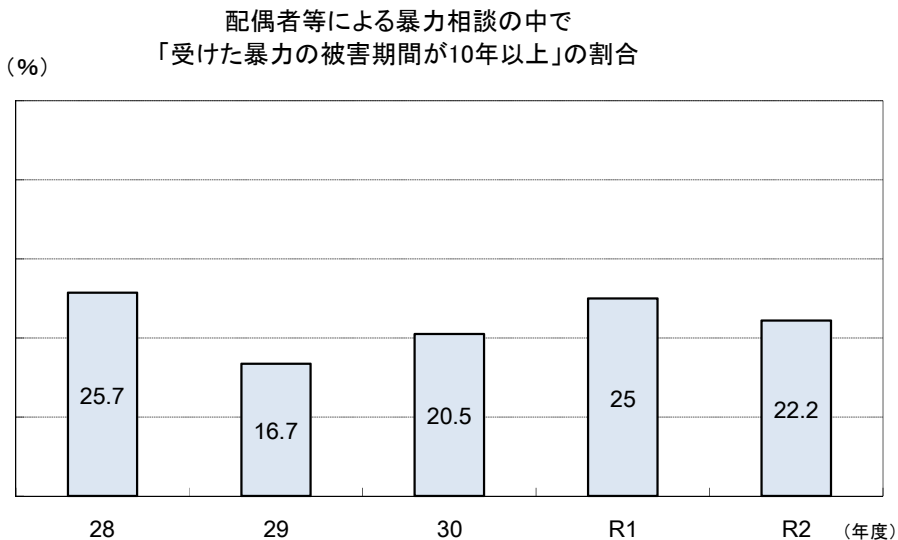
出典:「男女共同参画社会に関する住民意識調査」
(令和2年8月)男女平等推進センター

【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 (現状)	令和2年度 (前期目標)	令和7年度 (後期目標)
DV相談を区で実施していることを知らない人の割合	55.8% (平成27年度)	40.0%	30.0%

9. 配偶者等による暴力相談の中で「受けた暴力の被害期間が10年以上」の割合

配偶者等からの暴力は、外部から見えづらい家庭内で起こるため、周囲に気づかれにくく、被害が深刻化・潜在化・長期化しがちである。調査対象者は一定期間に男女平等推進センター及び子育て支援課にDVについて来所相談した中から調査協力を了承した方だったため、調査数が少なく、傾向がつかみにくい側面があった。平成30年度からは来所のみでなく、電話相談も含め、調査数を増やした。



出典:「配偶者等による暴力相談実態調査」(令和2年4月~10月)
男女平等推進センター

【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 (現状)	令和2年度 (前期目標)	令和7年度 (後期目標)
配偶者等による暴力相談の中で「受けた暴力の被害期間が10年以上」の割合	16.7% (平成27年度)	14.0%	8.0%